

各務原市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱

(平成26年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2に規定する障害児通所支援を利用している乳幼児の保護者と同一世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する場合に、当該世帯の経済的負担を軽減するための措置によって軽減される利用者負担額を、償還払いの方法により法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費（以下「給付費」という。）として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 法第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児をいう。
- (2) 幼稚園等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部、法第39条第1項に規定する保育所、法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 保護者 法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (4) 障害児通所支援 法第6条の2に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。

(支給額)

第3条 給付費の支給額は、同一の月に保護者が障害児通所支援を提供した事業者に支払った額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を差し引いた額とする。

- (1) 幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち最年長者（次号イ及び第3号イに掲げる者を除く。） 法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額（当該最年長者が無償化対象通所児童（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。次号イにおいて「令」という。）第24条第3号に規定する無償化対象通所児童をいう。次号において同じ。）である場合に

あつては、0円)

(2) 次に掲げる乳幼児 法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額(当該乳幼児が無償化対象通所児童である場合にあっては、0円)

ア 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち2番目の年長者(次号ウに掲げる者を除く。)

イ 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち最年長者(当該保護者の属する世帯の市町村民税の所得割の額が77,101円未満である者であつて、同一の世帯に当該乳幼児以外の負担額算定基準者(令第24条第3号に規定する負担額算定基準者をいう。次号において同じ。)が1人いるものに限る。)

(3) 次に掲げる乳幼児 0円

ア 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち前2号に掲げる者以外の者(イ及びウに掲げる者を除く。)

イ 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち最年長者(当該保護者の属する世帯の市町村民税の所得割の額が77,101円未満である者であつて、同一の世帯に当該乳幼児以外の負担額算定基準者が2人以上いるものに限る。)

ウ 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち2番目の年長者(当該保護者の属する世帯の市町村民税の所得割の額が77,101円未満である者であつて、同一の世帯に当該乳幼児以外の負担額算定基準者が1人以上いるものに限る。)

2 前項の場合において、前項各号の規定に基づき算定された額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 0円

(2) 市町村民税課税世帯のうち、所得割の額が28万円未満のもの 4,600円

(3) 市町村民税課税世帯のうち、所得割の額が28万円以上のもの 37,200円

3 前2項の規定により算定された給付費の支給額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支給申請)

第4条 給付費の支給を受けようとする保護者は、多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（1）通園証明書（様式第2号）

（2）障害児通所支援に係る利用者負担額の支払を証する書類
（支給決定等）

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（給付費の返還）

第6条 市長は、保護者が偽りその他不正な手段により給付費の支給を受けたときは、既に支給した給付費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に利用された障害児通所支援から適用する。

附 則（令和元年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる障害児通所支援（各務原市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱第2条第4号に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた障害児通所支援については、なお従前の例による。

多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給申請書

各務原市長 宛

次のとおり関係書類を添えて多子軽減措置に伴う障害児通所給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ														
申請者氏名 (通所給付決定保護者氏名)														
生年月日	年	月	日											
居住地	〒													
サービス利用月の世帯における 対象費用の支払合計額								申請に係 るサービ ス利用月	年 月分					
係通 所給 付決 定に 係る 児童 の氏 名	フリガナ		生年月日		受給者証番号									
	氏名													

(注) 支払を証する書類（領収書の原本等）を添付してください。

多子軽減措置に伴う障害児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号										
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他											
	フリガナ													
	口座名義人													

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）												
フリガナ												申請者 との関係	
氏名													
住所	〒												
	電話番号												

様式第2号（第4条関係）

通園証明書

年 月 日

様

住所
施設名
施設長氏名

印

下記児童は、当施設に通園（通所）していることを証明します。

記

	児童氏名	生年月日	在園期間
1			年 月 日から 年 月 日まで
2			年 月 日から 年 月 日まで
3			年 月 日から 年 月 日まで
4			年 月 日から 年 月 日まで

多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

〒 -
様

各務原市長

年 月 日に申請のありました多子軽減措置に伴う障害児通所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者氏名		受給者証番号												
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号												
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号												
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号												

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先
各務原市